

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 21 日 (火) 第3298号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県卸売市場条例施行規則及び鹿児島県青果物等小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (農政課取扱い) 1

規 則

鹿児島県卸売市場条例施行規則及び鹿児島県青果物等小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 6 号

鹿児島県卸売市場条例施行規則及び鹿児島県青果物等小規模卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

(鹿児島県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県卸売市場条例施行規則 (昭和47年鹿児島県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項第 4 号イ中「市場取引委員会の審議又は当該市場の卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見の聴取を経て」を「卸売業者、買受人その他の利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間 (1 年未満のものに限る。) 及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。ただし、当該市場の開設者と卸売業者が同一人である場合は、この限りでない。

第13条第 2 項中「又は第 5 号イ」を「、第 5 号イ又は第 6 号イ」に改める。

第15条第 2 項第 1 号中「市場取引委員会の審議又は当該市場の卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見の聴取を経て」を「卸売業者、買受人その他の利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で」に改め、同号ただし書及び同項第 2 号中「すべて」を「全て」に改める。

(鹿児島県青果物等小規模卸売市場条例施行規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県青果物等小規模卸売市場条例施行規則 (昭和55年鹿児島県規則第18号) の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項第 4 号イ中「市場取引委員会の審議又は当該青果物等小規模卸売市場の卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見の聴取を経て」を「卸売業者、買受人その他の利害

関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる青果物等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該青果物等小規模卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該青果物等小規模卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。ただし、当該青果物等小規模卸売市場の開設者と卸売業者が同一人である場合は、この限りでない。

第13条第2項中「又は第5号イ」を「、第5号イ又は第6号イ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。